

第217回 地域の会定例会 資料



柏崎市

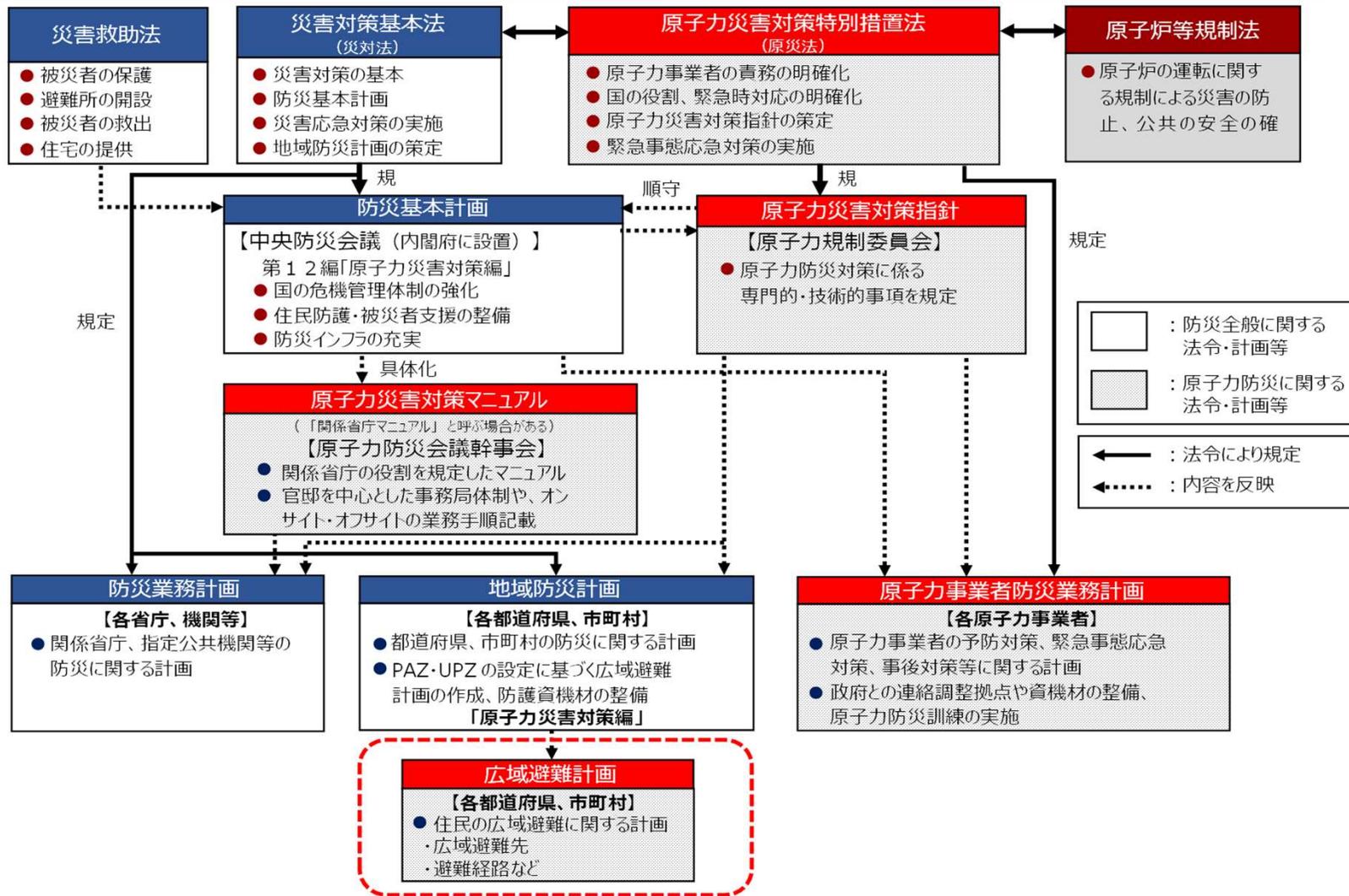
原子力災害広域避難計画の 修正点について

令和3(2021)年 7月7日 柏崎市防災・原子力課

広域避難計画とは

- ・原子力災害対策重点区域を有する地方公共団体(県及び市町村)は、国の防災基本計画により、広域避難計画の策定が定められている。
- ・柏崎市は、平成26(2014)年7月に初版を策定し、平成27(2015)年12月、平成30(2018)年12月に修正した。
- ・平成31(2019)年3月に、新潟県が「新潟県原子力災害広域避難計画」を策定されたことを受け、令和2(2020)年9月に名称を「柏崎市原子力災害広域避難計画」に改め、策定(修正)した。

原子力防災に係る主な法令及び防災計画の全体像



広域避難計画(今回の修正ポイント)

1. 新型コロナウイルス感染症対策

(第2章 「1 原子力災害に対応するための防護措置」)

2. 避難先の確保、避難経由所等の開設・運営

(第4章 「3 避難先の確保」、「10 避難経由所及び避難所」)

3. 児童等の保護者への引渡し

(第4章 「5 住民等のとるべき行動」)

4. 安定ヨウ素剤の緊急配布

(第4章 「6 安定ヨウ素剤の配布及び服用」)

5. スクリーニングの手順や実施場所

(第4章 「8 スクリーニング及び簡易除染」)

6. 複合災害時の対応

(第6章 複合災害時の対応)

広域避難計画(今回の修正ポイント)

1. 新型コロナウイルス感染症対策

(第2章 「1 原子力災害に対応するための防護措置」)

内閣府が示した「感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方」を第2章に追加。

今後、国、県等と協議を行い、具体的な対策を計画に反映させていく。

広域避難計画(今回の修正ポイント)

2. 避難先の確保、避難経由所等の開設・運営

(第4章 「3 避難先の確保」、「10 避難経由所及び避難所」)

県や避難先市町村への避難者の受入れに関する連絡手順などを具体的に記載するとともに、避難経由所や避難所の開設・運営における避難先市町村との役割分担などについて新たに記載。

広域避難計画(今回の修正ポイント)

3. 児童等の保護者への引渡し

(第4章「5 住民等のとるべき行動」)

避難準備区域(UPZ)の学校や保育園等においては、全面緊急事態の段階で、児童、生徒及び園児等の保護者への引渡しを中止し、当該施設内で屋内退避を継続することを記載。

広域避難計画(今回の修正ポイント)

4. 安定ヨウ素剤の緊急配布

(第4章 「6 安定ヨウ素剤の配布及び服用」)

原子力災害発生時に行う安定ヨウ素剤の緊急配布に関して、即時避難区域(PAZ)と避難準備区域(UPZ)それぞれにおける配布のタイミングや配布場所の考え方を具体的に記載。

広域避難計画(今回の修正ポイント)

5. スクリーニングの手順や実施場所

(第4章 「8 スクリーニング及び簡易除染」)

放射性物質放出後のOILに基づく避難準備区域(UPZ)の住民避難や一時移転の際に、避難者の汚染状況を確認するために行う「スクリーニング」に関して、その手順や除染が必要となる基準、実施場所(スクリーニングポイント)の考え方や候補地について、新たに記載。

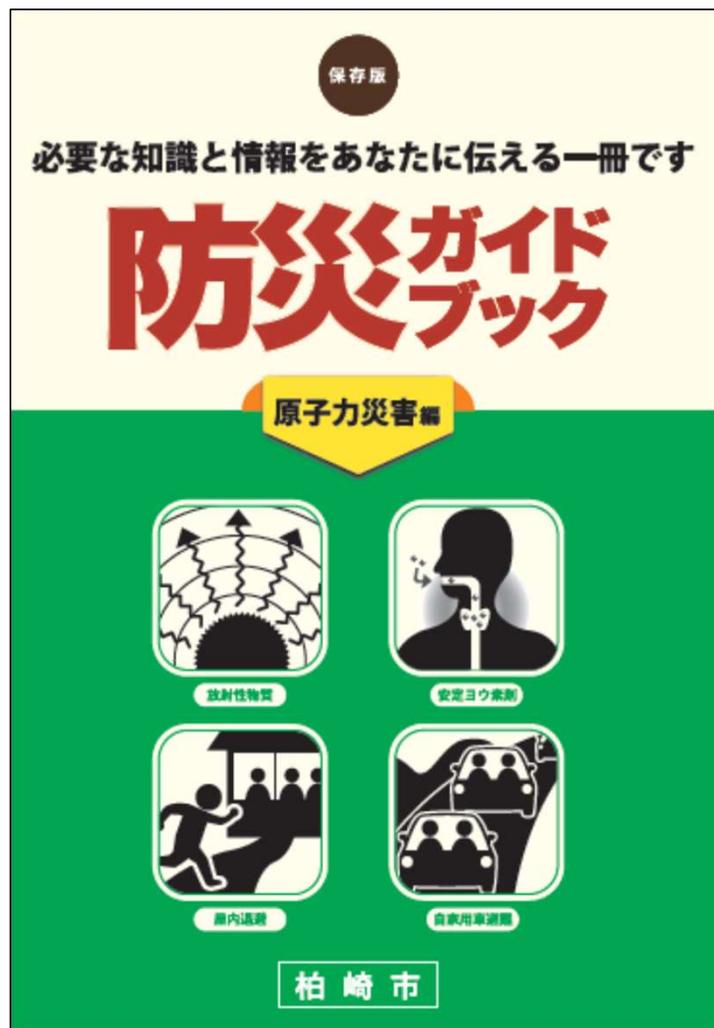
広域避難計画(今回の修正ポイント)

6. 複合災害時の対応

(第6章 複合災害時の対応)

自然災害と原子力災害との複合災害の発生時における、人命の安全確保を最優先とすることを原則とした取るべき行動を、自然災害別に新たに記載。

柏崎市防災ガイドブック 原子力災害編



令和3(2021)年2月発行

【主な変更点】

- ・ 自然災害編と統一感のあるデザインに変更
- ・ 原子力災害時の行動をすぐに調べられるように、巻頭ページに見開きで掲載
- ・ 安定ヨウ素剤の説明を現状の内容に更新

【主な追加点】

- ・ 屋内退避の方法・ポイントをイラストにより説明
- ・ スクリーニング(避難退域時検査)の説明、スクリーニングポイント候補地の位置・名称
- ・ 児童・生徒・園児の保護者への引き渡しなど学校・保育園などの対応
- ・ 高齢者などの迅速な行動が取りにくく被害を受けやすいとされる要配慮者などの行動
- ・ 複合災害時の行動、避難所での過ごし方

⚠️ 原子力災害が起きたら、柏崎市では

地区により取るべき行動が異なります ⚠️

ピーエーセット
PAZの地区 高浜・荒浜・松波・南部・二田・中通・西中通の7地区
※発電所からおおむね5kmまでの範囲

ユーピーセット
UPZの地区 PAZの7地区を除く市内全ての地区
※発電所からおおむね5km～30kmの範囲

市の指示により、速やかに帰宅 → 屋内で避難の準備 → 避難

市の指示により、速やかに帰宅 → 屋内退避 → (放射性物質放出後) → 避難

発電所の状況	市からの指示	取るべき行動	
		要配慮者など <small>※15ページ参照</small>	その他の住民
EAL1 警戒事態 重大事故に繋がるような事象が発生	速やかな帰宅を要請 ・要配慮者などへ避難準備を指示 ・児童・生徒や園児の保護者へ迎えを要請	避難の準備 <small>ポイント</small> ・事態の進展に備えて、避難先を確認 ・非常持ち出し品、安定ヨウ素剤の確認 ・防災行政無線、テレビ・ラジオ、市ホームページなどで情報収集	速やかに帰宅して情報収集 <small>ポイント</small> ・速やかに帰宅し、家族の安否確認 ・帰宅できない場合は最寄りの公共施設へ ・学校や保育園などへ子どもを迎えに行く
EAL2 施設敷地緊急事態 放射性物質が放出される可能性のある事態が発生	要配慮者などへ避難指示 ・その他の住民へ避難準備を指示 ・学校や社会福祉施設などへ避難指示	避難経路所へ避難を開始 <small>ポイント</small> ・避難に時間がかかる人は、バス避難集合場所へ ・引き渡しのできなかった子どもは教職員などの引率で避難開始 ・安定ヨウ素剤の緊急配布(服用は別途指示による)	避難の準備 <small>ポイント</small> ・事態の進展に備えて、避難先を確認 ・非常持ち出し品、安定ヨウ素剤の確認 ・指示があるまで自宅待機 ・防災行政無線、テレビ・ラジオ、市ホームページなどで情報収集
EAL3 全面緊急事態 放射性物質が放出される可能性が高い事態が発生	その他の住民へ避難指示 ・安定ヨウ素剤の緊急配布、服用指示	指示があるまで避難先で避難継続 <small>ポイント</small> ・避難途中も情報収集 ・うわさやデマに注意	避難経路所へ避難を開始 <small>ポイント</small> ・原則自家用車で避難 ・自家用車で避難できない人は、バスで避難 ・国・県または市の指示で安定ヨウ素剤を服用
EAL3+OIL 放射性物質放出後 放射性物質放出後		全ての人 指示があるまで避難先で避難継続 <small>ポイント</small> ・テレビ・ラジオなどで情報収集 ・うわさやデマに注意 ・別行動で避難した家族と避難経路所で合流	

発電所の状況	市からの指示	取るべき行動	
		要配慮者など <small>※15ページ参照</small>	その他の住民
EAL1 警戒事態 重大事故に繋がるような事象が発生	速やかな帰宅を要請 ・要配慮者などへ屋内退避準備を指示 ・児童・生徒や園児の保護者へ迎えを要請	屋内退避の準備 <small>ポイント</small> ・ドアや窓を閉め、換気扇は止める ・防災行政無線、テレビ・ラジオ、市ホームページなどで情報収集	速やかに帰宅して情報収集 <small>ポイント</small> ・速やかに帰宅し、家族の安否確認 ・帰宅できない場合は最寄りの公共施設へ ・学校や保育園などへ子どもを迎えに行く
EAL2 施設敷地緊急事態 放射性物質が放出される可能性のある事態が発生	要配慮者などへ屋内退避を指示 ・その他の住民へ屋内退避準備を指示 ・学校や社会福祉施設などへ屋内退避を指示	屋内退避を実施 <small>ポイント</small> ・直ちに屋内退避を開始 ・引き渡しのできなかった子どもは教職員などと一緒に屋内退避	屋内退避の準備(実施) <small>ポイント</small> ・ドアや窓を閉め、換気扇は止める ・防災行政無線、テレビ・ラジオ、市ホームページなどで情報収集 ・学校や保育園などへの子どもへの迎えは継続
EAL3 全面緊急事態 放射性物質が放出される可能性が高い事態が発生	その他の住民へ屋内退避を指示 ・要配慮者などは屋内退避継続を指示 ・児童・生徒や園児の保護者へ迎えの中止を指示	指示があるまで屋内退避を継続 <small>ポイント</small> ・防災行政無線、テレビ・ラジオ、市ホームページなどで情報収集 ・うわさやデマに注意	屋内退避を実施 <small>ポイント</small> ・直ちに屋内退避を開始 ・窓から離れ、建物の中央に退避 ・事態の進展に備えて、避難先を確認
EAL3+OIL 放射性物質放出後 放射性物質放出後		全ての人 避難、一時移転指示を受けた地区はスクリーニングポイントを経由し、避難経路所まで避難 <small>ポイント</small> ・指示があるまで屋内退避継続 ・避難、一時移転の途中で安定ヨウ素剤の緊急配布を受け国・県または市の指示で服用 ・自家用車による避難を原則とし、自家用車で避難できない人はバス避難集合場所に集合し、バスで避難	

安定ヨウ素剤の入手方法

PAZ 事前配布＋緊急配布

UPZ 避難または一時移転の指示が出た地区の住民へ 緊急配布



事前配布・・・PAZの住民を対象に、説明会を開催して配布

緊急配布・・・安定ヨウ素剤を持っていない住民が原子力災害時に避難や一時移転をする際に、原則として国の指示で県と市が配布

事前配布の説明会

- ・PAZにお住まいの方に、定期的に説明会を開催して配布
- ・対象の住民に案内を送付
- ・問診票のチェックを受ける(不明な点は医師や薬剤師に相談)

説明会で安定ヨウ素剤をもらったら

- ・有効期限は、錠剤が5年・ゼリー剤が3年(定期的に更新)
- ・緊急時にすぐ持ち出せるよう、保管場所を定める

事前配布の対象者

- ① 39歳以下の方
- ② 40歳以上の方のうち、
妊婦・授産婦・妊娠を希望する女性
- ③ ①・②以外の方で配布を希望する方

その他

令和3(2021)年から郵便による配布も行います

安定ヨウ素剤の服用

服用のタイミング

- 安定ヨウ素剤は、効果のある時間が限られる
- 避難や一時移転の指示に合わせて出される服用指示に従い、適切なタイミングで服用することが重要



ゼリー剤



錠剤

安定ヨウ素剤の服用時期と効果

服用時期	抑制効果
被ばく24時間前	90%以上
被ばく 8時間後	40%
被ばく24時間後	7%

不明な点はあらかじめ
かかりつけ医に相談
しましょう。



服用時の注意

- 服用は原則1回 連続服用しない
- 過剰服用しない 3～12歳は1錠、13歳以上は2錠
3歳未満の乳幼児はゼリー剤
- ヨウ素過敏症の方は服用しない
- 薬の飲み合わせに注意 治療中の病気・服用中の薬に注意
- 妊産婦・授乳婦の方 指示を守る・体の状態を把握
- 副作用 服用によるメリット・デメリットを認識

屋内退避・日頃からの備え

最低3日分
できれば7日分

屋内退避の方法・ポイント



日頃からの備え(物資)

- 水・・・1日3リットル×家族の人数分
- 非常食・・・インスタントラーメン・無洗米・個別包装の餅
カップラーメン・粉末スープ
缶詰(缶切り不要タイプ)
乾パン・ビスケット
その他好物(菓子など)

非常持ち出し品・・・貴重品・日常必需品・情報収集品など
(防災ガイドブック自然災害編参照)

- 原子力災害に備えて・・・
- 長袖長ズボンの衣服・帽子
 - マスク・ビニール手袋
 - 雨具・傘
 - 安定ヨウ素剤(持っている人)

放射性
プルーム

屋内退避は、放射性プルームからの外部被ばくや、プルームからの放射性物質の吸入を大幅に低減する。

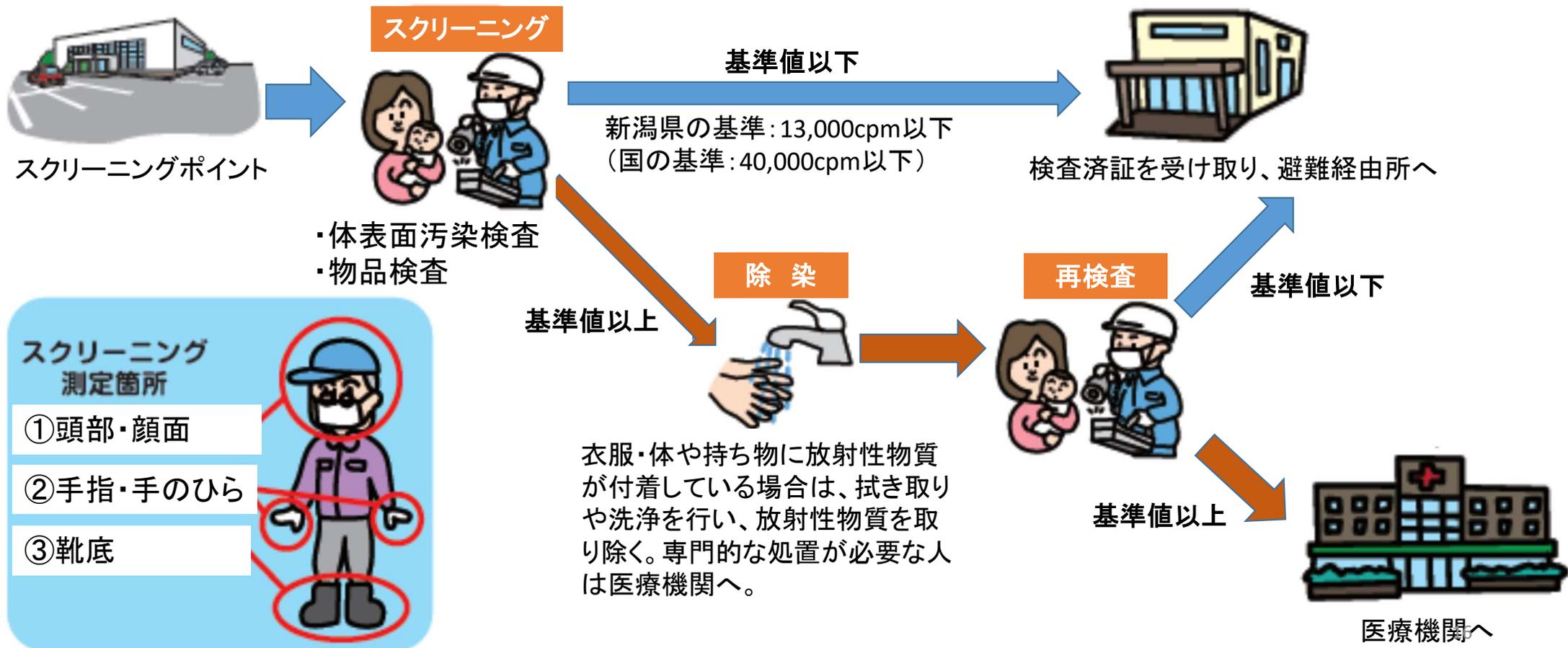
日頃からの備え(行動・心構え)

- 車の燃料は常に半分以上入れておく
- 車で避難の場合はなるべく乗り合いで
- 日頃から家族で災害時の行動を話し合う

スクリーニング（避難退域時検査と除染）

UPZの避難・一時移転では、避難経由所の手前でスクリーニングと除染を行います。

スクリーニング：身体表面や車両に放射性物質が付着しているか測定すること。基準値以上の汚染が確認された場合は簡易除染をし、再度測定を実施する。



スクリーニングポイント候補地

●村上方面

所在地	施設名称
長岡市	野積海水浴場駐車場
	長岡市寺泊文化センター
	道の駅 良寛の里わしま駐車場
新潟市	田ノ浦海水浴場駐車場
	間瀬下山海水浴場駐車場
	北陸自動車道 黒埼PA 下り
弥彦村	弥彦競輪駐車場
燕市	道の駅 国上
	大河津分水さくら公園
	燕市分水公民館
	吉田ふれあい広場
三条市	北陸自動車道 栄PA 下り

●湯沢・南魚沼方面

所在地	施設名称
魚沼市	月岡公園
	小出郷文化会館
	堀之内除雪ステーション駐車場
	関越自動車道 堀之内PA 上り
南魚沼市	八色の森公園
	関越自動車道 大和PA 上り
十日町市	道の駅 クロステン
	道の駅 瀬替えの郷せんだ

●避難経路以外

所在地	施設名称
長岡市	道の駅 R290とちお
燕市	燕市体育センター・交通公園
見附市	道の駅 パティオにいがた
	見附運動公園
三条市	栄野球場
	三条市役所下田庁舎

●糸魚川・妙高・上越方面

所在地	施設名称
十日町市	道の駅 まつだいふるさと会館
上越市	直江津港南ふ頭緑地公園
	直江津港東ふ頭緑地施設
	南部産業団地
	国道8号 渋柿浜簡易PA駐車場
	北陸自動車道 大潟PA 上り
	北陸自動車道 名立谷浜SA 上り
妙高市	上信越自動車道 新井PA 上り

原子力災害時、放射性物質放出後にOILに基づいてUPZの住民が避難・一時移転をする際に、避難経路沿いなどの適地にスクリーニングポイントを開設し、避難等をする人のスクリーニングと簡易除染を行います。

学校・保育園などでの対応

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、保育園（認定こども園含む）、幼稚園など

PAZ

警戒事態【EAL1】: 保護者に迎えを要請、迎えに来た保護者に子ども（児童・生徒および園児）を引き渡し
施設敷地緊急事態【EAL2】: 引き渡しの済んでいない子どもについて、教職員などの引率で避難を実施

UPZ

警戒事態【EAL1】: 保護者に迎えを要請、迎えに来た保護者に子どもを引き渡し
施設敷地緊急事態【EAL2】: 屋内退避を実施しつつ、迎えに来た保護者に子どもの引き渡しを継続
全面緊急事態【EAL3】: 子どもの保護者への引き渡しを中止し、屋内退避を継続
放射性物質放出後【EAL3+OIL】: 避難指示により教職員などの引率で避難を実施

避難経路所で
保護者に子どもの引き渡しを行う

社会福祉施設・病院などでの対応

PAZ

警戒事態【EAL1】:あらかじめ指定された施設・病院などに受け入れを要請

警戒事態【EAL2】:バス・福祉車両などで受け入れ先施設への避難を実施

(※ただし、避難で健康リスクが高まる入所者などは、放射線防護機能を有する施設で屋内退避)

UPZ

警戒事態【EAL1】:施設内で屋内退避

施設敷地緊急事態【EAL2】:施設内で屋内退避

(管理者は、受け入れ先の調整と移動手段の確保を県に依頼)

全面緊急事態【EAL3】:施設内で屋内退避

放射性物質放出後【EAL3+OIL】:避難指示によりバス・福祉車両などで受け入れ先施設への避難を実施

(※ただし、避難で健康リスクが高まる入所者などは、放射線防護機能を有する施設で屋内退避)

要配慮者の対応

要配慮者などとは(柏崎市広域避難計画)

- 要配慮者:高齢者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦など、災害時に迅速な行動が取りにくく被害を受けやすい人
- 避難行動要支援者:
要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人
- 施設敷地緊急事態要避難者(PAZのみ):
 - ①要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない人
 - ②安定ヨウ素剤を事前配布されていない人、安定ヨウ素剤を服用することが不適切な人

要配慮者などの行動

PAZ 一般の人より早い段階(施設敷地緊急事態:EAL2)で避難を開始する。

UPZ EAL2で屋内退避を開始する。放射性物質放出後、避難または一時移転が必要となった状況で避難などを開始する。(ただし、避難などにより健康リスクが高まる人は、福祉車両などで近くの放射線防護施設に移動し、屋内退避する。)

複合災害時の行動

自然災害との複合災害の基本方針

- ① 陸路による避難経路は、自然災害で通行が困難になる場合も想定し、避難経路を複数設定する
- ② 沿岸部や山間地では、陸路による避難が困難な場合を想定し、海路や空路による避難手段を準備する
- ③ 悪天候等により避難ができない場合に備えて、住民等が退避できる屋内退避施設を確保し、周知する

地震との複合災害

- ・家屋や構造物の倒壊など、人命のリスクが高い場合は、地震に対する避難行動を優先
- ・家の中に留まることが困難な場合は、市が指定する避難所へ避難
- ・その後、原子力災害の避難指示が出た場合は、余震の状況・避難手段の状況を考慮しつつ避難先自治体に避難



津波との複合災害

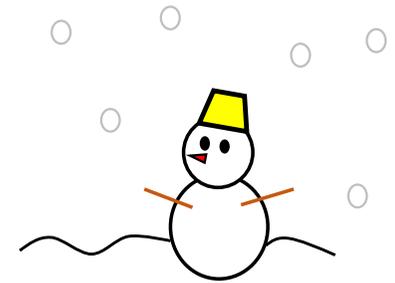
- ・津波警報の発表や津波に関わる避難指示の発令など、人命のリスクが高い場合は、津波に対する避難行動を優先
- ・住民は、市が指定する津波避難所に避難
- ・津波に対する安全が確保されてから原子力災害の避難行動を行う



複合災害時の行動

暴風雪との複合災害

- ・雪に伴う強風による視界不良、吹きだまりの発生などにより避難中の事故のリスクがある
- ・自宅などで屋内退避を行い、原子力災害の避難指示が出た場合は、天候が回復してから避難先自治体に避難



豪雨・土砂災害との複合災害

- ・自然災害の方が人命のリスクが高い場合は、自然災害に対する避難行動を優先する

避難所での過ごし方

避難所に着いてからの動き

- ① 避難者カードの記入(避難者の登録)
- ② 避難所のルールの確認(食事・消灯の時刻など)
- ③ 避難所の運営に協力(物資の運搬・清掃など)



心の病に注意

避難所では、普段と違う生活で、精神的ストレスにより心身の不調を訴える人も出てきます。ひとりで抱え込まずに、早めに医師や保健師に相談しましょう。

避難所生活で大切なこと

- 適度に運動をしましょう
- 睡眠をしっかりと取りましょう
- 貴重品は自分で管理しましょう
- 適度に水分を取りましょう
- 濡れタオルなどで身体を清潔に保ちましょう
- 思いやりを持った行動をしましょう

感染症対策

- 世帯同士、距離を取って過ごしましょう
- こまめにうがい・手洗い・手指の消毒をしましょう
- できるだけマスクを着用しましょう(特に人と会話をする際はマスクを着用してください)
- 定期的に体温を測り、発熱がある場合はすぐにスタッフに相談しましょう



第216回定例会 委員ご質問への回答

【質問】

「実効性のある避難」について、大雪の時は家の中に避難して、天候がよくなったら避難しろと言っているが、周りを放射能が降り注いでいる中でも逃げろというのか。被ばくししながら逃げるのは実効性のある避難と言えるのか教えて欲しい。

【宮崎委員】

【回答】

避難計画の実効性については、様々な想定に基づいて訓練を積み重ね、問題点を洗い出し、課題解決を図りながら計画の実効性を高めているところであります。

計画が書面上の計画で終わることのないよう、今後も条件を変えながら、様々な想定で訓練を行うことで、原子力災害時における対応力の向上を図るとともに、避難計画へ反映してまいります。

大規模自然災害との複合災害における避難においては、人命の安全を第一としています。自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保される後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本にしています。

その防護措置の実施に当たっては、国、県と連携して、人命の安全を第一として適切に対応してまいります。

【質問】

東電のコロナ感染者について、一部委員から居住地等の詳細な情報を出すよう東電に要望があるが、事業者が詳細な情報を出すことについて、自治体としての見解はどうか。【三井田委員】

【回答】

新型コロナウイルス感染者の発生に伴う企業名の公表につきましては、市といたしまして感染者の所属企業・団体等を積極的に公表しているということはありません。

感染者の所属する企業・団体が自発的に「社会的責任」に鑑みそれぞれの判断において従業員等の感染をホームページ等で公表されていることを市として確認できた場合に限り、市長記者会見において、報道機関からの質問に答える形でお伝えしている状況です。その際にも、公表されている企業・団体へは事前に了解をいただいた上で

お答えするようにしております。

なお、市立保育園、小中学校等で感染者が発生し住民に与える影響が大きい場合には、市として感染拡大防止と風評被害防止の観点から、施設名等をきちんと公表させていただいております。